

3 福保感防第 6 7 8 号
令和 3 年 6 月 1 8 日

各 保 健 所 長 殿

東京都福祉保健局感染症対策部長
(公 印 省 略)

東京都感染症発生動向調査事業実施要綱の一部改正について

平素から、都の保健医療施策に御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

令和 3 年 6 月 3 日付健感発 0 6 0 3 第 2 号にて、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等について」(以下「届出基準」という。)の一部改正について、厚生労働省健康局結核感染症課長より通知がありました。

これに伴い、東京都感染症発生動向調査事業実施要綱(以下「都要綱」という。)について、下記のとおり改正しますので、お知らせいたします。

については、本件について、管内関係機関へ御周知いただけますよう、お願い申し上げます。

また、公益社団法人東京都医師会及び都内各病院に対しましては、都から別途通知しておりますので、申し添えます。

記

1 都要綱の改正

(1) 主な改正内容

・「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等について」の最終改正日の記載を更新

・別記様式 6 5 「マラリア発生届」を修正

(2) 適用日

令和 3 年 6 月 3 日(遡及適用)

(3) 新旧対照表

別添 1 のとおり

(4) 改正後全文

別添 2 のとおり

2 その他

改正後の全文については、東京都感染症情報センターのホームページに掲載する予定です。(http://idsc.tokyo-eiken.go.jp/survey/kobetsu/)

(問合せ先)

東京都福祉保健局感染症対策部

防疫・情報管理課 防疫担当

電話 03-5320-4088

東京都感染症発生動向調査事業実施要綱新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>第1～4（現行のとおり）</p> <p>第5 事業の実施</p> <p>1 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症（別表1の75、85及び86に掲げるもの）、<u>新型インフルエンザ等感染症（別表1の118及び119に掲げるものを除く）</u>及び指定感染症</p> <p>（1）調査単位及び実施方法</p> <p>ア 診断した医師</p> <p>一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症（別表1の75、85及び86に掲げるもの）、<u>新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について」（平成18年3月8日付健感発第0308001号厚生労働省健康局結核感染症課長通知、令和3年6月3日最終改正。以下「届出基準」という。）に基づき診断した場合は、本要綱の別記様式8から9、及び11から74を用いて、直ちに最寄りの保健所に届出を行う。</u></p> <p>イ、ウ（現行のとおり）</p> <p>2～6（現行のとおり）</p> <p>附 則 （現行のとおり）</p> <p><u>附 則</u> <u>この実施要綱は、令和3年6月18日から施行し、同年6月3日から適用する。</u></p>	<p>第1～4（略）</p> <p>第5 事業の実施</p> <p>1 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症（別表1の75、85及び86に掲げるもの）、<u>新型インフルエンザ等感染症（別表1の118及び119に掲げるものを除く）</u>及び指定感染症</p> <p>（1）調査単位及び実施方法</p> <p>ア 診断した医師</p> <p>一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症（別表1の75、85及び86に掲げるもの）、<u>新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について」（平成18年3月8日付健感発第0308001号厚生労働省健康局結核感染症課長通知、令和3年2月10日最終改正。以下「届出基準」という。）に基づき診断した場合は、本要綱の別記様式8から9、及び11から74を用いて、直ちに最寄りの保健所に届出を行う。</u></p> <p>イ、ウ（略）</p> <p>2～6（略）</p> <p>附 則 （略）</p>

別表 1～3 (現行のとおり)

別記様式一覧 (現行のとおり)

別記様式 1～6 4 (現行のとおり)

別記様式 6 5

別記様式 6 5

マラリア発生届

都道府県知事(保健所設置市長・特別区長) 殿

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項(同条第8項において準用する場合を含む。)の規定により、以下のとおり届け出る。

報告年月日 令和 年 月 日

医師の氏名 _____

従事する病院・診療所の名称 _____
 上記病院・診療所の所在地(※) _____
 電話番号(※) () _____

(※病院・診療所に従事していない医師にあっては、その住所・電話番号を記載)

1 診断(検査)した者(死体)の類型 ・患者(確定例) ・無症状病原体保有者 ・感染症死亡者の死体 ・感染症死亡疑いの死体	2 当該者氏名	3 性別 男・女	4 生年月日 年 月 日	5 診断時の年齢(歳は月齢) 歳 (か月)	6 当該者職業
7 当該者住所	電話 () _____				
8 当該者所在地	電話 () _____				
9 保護者氏名	10 保護者住所 (9、10は患者が未成年の場合のみ記入)	電話 () _____			

病 型 1) 三日熱、2) 四日熱、3) 卵形、4) 熱帯熱、5) その他、6) 不明	1 8 感染原因・感染経路・感染地域 ①感染原因・感染経路(確定・推定) 1 動物・蚊・昆虫等からの感染(動物・蚊・昆虫等の種類・状況: ()) 2 輸血・血液製剤(輸血・血液製剤の種類・使用年月・状況: ()) 3 母子感染(ア.胎内 イ.出産時 ウ.母乳) 4 その他()) ②感染地域(確定・推定) 1 日本国内(都道府県 市区町村) 2 国外(国) 詳細地域 () ※ 複数の国又は地域が該当する場合は全て記載すること。 渡航期間(出国日 年 月 日・入国日 年 月 日 国外居住者については 入国日のみで可)
11 発熱 ・悪寒 ・頭痛 ・関節痛 ・陣睡 ・貧血 ・出血症状 ・低血糖 ・意識障害 ・急性腎不全 ・DIC ・肺水腫 / ARDS ・その他()) ・なし ())	1 血液検体の顕微鏡による病原体の検出 2 血液検体のPCR法による病原体遺伝子の検出 検査法: PCR法・LAMP法・その他 ()) ・血液検体のフローサイトメトリー法によるマラリア原虫感染赤血球の検出 ()) ・その他の方法()) 検体 ()) 結果 ())
1 3 初診年月日 令和 年 月 日	1 9 その他感染症のまん延の防止及び当該者の医療のために医師が必要と認める事項
1 4 診断(検査)(※)年月日 令和 年 月 日	
1 5 感染したと推定される年月日 令和 年 月 日	
1 6 発病年月日(※) 令和 年 月 日	
1 7 死亡年月日(※) 令和 年 月 日	

(1、3、11、12、18欄は該当する番号等を○で囲み、4、5、13から17欄は年齢、年月日を入力すること。
 (※)欄は、死亡者を検索した場合のみ記入すること。(※)欄は、患者(確定例)を診断した場合のみ記入すること。
 11、12欄は、該当するものすべてを記載すること。)

以下の項目は、海外由来感染症の迅速な対応に役立てるため、感染症法第15条に基づく積極的疫学調査の一環として情報提供を求めるものです。患者の協力が得られた場合には御記入願います。
 日本国内での滞在期間: 長期滞在、一時滞在(帰国予定 年 月 日)

この届出は診断後直ちに行ってください

別表 1～3 (略)

別記様式一覧 (略)

別記様式 1～6 4 (略)

別記様式 6 5

別記様式 6 5

マラリア発生届

都道府県知事(保健所設置市長・特別区長) 殿

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項(同条第8項において準用する場合を含む。)の規定により、以下のとおり届け出る。

報告年月日 令和 年 月 日

医師の氏名 _____

従事する病院・診療所の名称 _____
 上記病院・診療所の所在地(※) _____
 電話番号(※) () _____

(※病院・診療所に従事していない医師にあっては、その住所・電話番号を記載)

1 診断(検査)した者(死体)の類型 ・患者(確定例) ・無症状病原体保有者 ・感染症死亡者の死体 ・感染症死亡疑いの死体	2 当該者氏名	3 性別 男・女	4 生年月日 年 月 日	5 診断時の年齢(歳は月齢) 歳 (か月)	6 当該者職業
7 当該者住所	電話 () _____				
8 当該者所在地	電話 () _____				
9 保護者氏名	10 保護者住所 (9、10は患者が未成年の場合のみ記入)	電話 () _____			

病 型 1) 三日熱、2) 四日熱、3) 卵形、4) 熱帯熱、5) その他、6) 不明	1 8 感染原因・感染経路・感染地域 ①感染原因・感染経路(確定・推定) 1 動物・蚊・昆虫等からの感染(動物・蚊・昆虫等の種類・状況: ()) 2 輸血・血液製剤(輸血・血液製剤の種類・使用年月・状況: ()) 3 母子感染(ア.胎内 イ.出産時 ウ.母乳) 4 その他()) ②感染地域(確定・推定) 1 日本国内(都道府県 市区町村) 2 国外(国) 詳細地域 () ※ 複数の国又は地域が該当する場合は全て記載すること。 渡航期間(出国日 年 月 日・入国日 年 月 日 国外居住者については 入国日のみで可)
11 発熱 ・悪寒 ・頭痛 ・関節痛 ・陣睡 ・貧血 ・出血症状 ・低血糖 ・意識障害 ・急性腎不全 ・DIC ・肺水腫 / ARDS ・その他()) ・なし ())	1 血液検体の顕微鏡による病原体の検出 2 血液検体のPCR法による病原体遺伝子の検出 検査法: PCR法・LAMP法・その他 ()) ・血液検体のフローサイトメトリー法によるマラリア原虫感染赤血球の検出 ()) ・その他の方法()) 検体 ()) 結果 ())
1 3 初診年月日 令和 年 月 日	1 9 その他感染症のまん延の防止及び当該者の医療のために医師が必要と認める事項
1 4 診断(検査)(※)年月日 令和 年 月 日	
1 5 感染したと推定される年月日 令和 年 月 日	
1 6 発病年月日(※) 令和 年 月 日	
1 7 死亡年月日(※) 令和 年 月 日	

(1、3、11、12、18欄は該当する番号等を○で囲み、4、5、13から17欄は年齢、年月日を入力すること。
 (※)欄は、死亡者を検索した場合のみ記入すること。(※)欄は、患者(確定例)を診断した場合のみ記入すること。
 11、12欄は、該当するものすべてを記載すること。)

以下の項目は、海外由来感染症の迅速な対応に役立てるため、感染症法第15条に基づく積極的疫学調査の一環として情報提供を求めるものです。患者の協力が得られた場合には御記入願います。
 日本国内での滞在期間: 長期滞在、一時滞在(帰国予定 年 月 日)

この届出は診断後直ちに行ってください

別記様式 6 6 ~ 7 5 (略)

別記様式 6 6 ~ 7 5 (略)

東京都感染症発生動向調査事業実施要綱

11 衛福結第680号
平成12年3月30日
最終改正 3 福保感防第678号
令和3年6月18日

第1 趣旨及び目的

感染症発生動向調査事業については、昭和56年7月から18疾病を対象に開始され、昭和62年1月からは対象疾病を27に拡大するとともにコンピュータを用いたオンラインシステムを導入、以後、順次対象疾病の拡大を図りながら運用されてきたところである。

平成11年4月から施行された「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下「感染症法」という。）により、本事業が、事前対応型行政を重視した感染症対策の一つとして位置づけられることになった。

これを受け、本事業は、感染症の発生状況の正確な把握と分析、その結果の国民や医療関係者への迅速な提供・公開により、感染症に対する有効かつ確かな予防・診断・治療に係る対策を図り、多様な感染症の発生及びまん延を防止するとともに、病原体情報を収集、分析することで、流行している病原体の検出状況及び特性を確認し、適切な感染症対策を立案することを目的として実施するものとする。

第2 根拠法令等

本事業の実施に当たっては、感染症法及び国の定める感染症発生動向調査事業実施要綱に基づくものとする。

第3 対象感染症

この事業の対象とする感染症は、別表1のとおりとする。

第4 実施体制

1 地方感染症情報センター及び基幹地方感染症情報センター

地方感染症情報センターは、東京都、特別区及び保健所政令市における患者情報、疑似症情報及び病原体情報（検査情報を含む。以下同じ。）を収集・分析し、東京都、特別区及び保健所政令市の本庁に報告するとともに、全国情報と併せて、これらを速やかに医師会等の関係機関に提供・公開するために、東京都及び各特別区内に1か所、地方衛生研究所等の中に設置されている。

基幹地方感染症情報センターである東京都健康安全研究センター（以下「健康安全

研究センター」という。)は、東京都全域の患者情報、疑似症情報及び病原体情報を収集・分析し、その結果を各地方感染症情報センターに送付する。

2 指定届出機関及び指定提出機関（定点）

- (1) 東京都は、定点把握対象の感染症についての、患者情報及び疑似症情報を収集するため、感染症法第14条第1項に規定する指定届出機関として、患者定点及び疑似症定点をあらかじめ選定する。
- (2) 東京都は、定点把握対象の五類感染症についての、患者の検体又は当該感染症の病原体（以下「検体等」という。）を収集するため、病原体定点をあらかじめ選定する。なお、感染症法施行規則第7条の2に規定する五類感染症については、感染症法第14条の2第1項に規定する指定提出機関として、病原体定点を選定する。

3 検査施設

東京都内における本事業に係る検体等の検査については、健康安全研究センターにおいて実施する。健康安全研究センターは、検査施設における病原体等検査の業務管理要領（以下「病原体検査要領」という。）に基づき検査を実施し、検査の信頼性確保に努めることとする。

第5 事業の実施

1 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症（別表1の75、85及び86に掲げるもの）、新型インフルエンザ等感染症（別表1の118及び119に掲げるものを除く）及び指定感染症

(1) 調査単位及び実施方法

ア 診断した医師

一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症（別表1の75、85及び86に掲げるもの）、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について」（平成18年3月8日付健感発第0308001号厚生労働省健康局結核感染症課長通知、令和3年6月3日最終改正。以下「届出基準」という。）に基づき診断した場合は、本要綱の別記様式8から9、及び11から74を用いて、直ちに最寄りの保健所に届出を行う。

イ 検体等を所持している医療機関等

保健所等から当該患者の病原体検査のための検体等の提供について、依頼又は命令を受けた場合にあっては、検体等を提供する。

ウ 保健所

(ア) 届出を受けた保健所は、直ちに感染症発生動向調査システムに届出内容を入力

するものとする。

また、保健所は、病原体検査が必要と判断した場合は、検体等を所持している医療機関等に対して、病原体検査のための検体等の提供について依頼等するものとする。なお、病原体検査の必要性の判断及び実施等について、必要に応じて福祉保健局感染症対策部防疫・情報管理課及び健康安全研究センターと協議する。

(イ) 保健所は、検体等の提供を受けた場合には、健康安全研究センターへ検査を依頼するものとする。

(ウ) 保健所は、届出を受けた感染症に係る発生状況等を把握し、市町村、指定届出機関、指定提出機関その他の関係医療機関、地区医師会、教育委員会等の関係機関に発生状況等を提供し、連携を図る。

エ 健康安全研究センター

(ア) 健康安全研究センターは、管内の患者情報について保健所からの情報の入力があり次第、登録情報の確認を行う。

(イ) 健康安全研究センターは、検体等が送付された場合にあつては、病原体検査要領に基づき当該検体等を検査し、その結果を保健所を経由して診断した医師に通知するとともに、保健所、福祉保健局感染症対策部防疫・情報管理課に送付する。また、病原体情報について、速やかに中央感染症情報センターに報告する。

(ウ) 検査のうち、健康安全研究センターにおいて実施することが困難なものについては、必要に応じて、他の道府県等又は国立感染症研究所に協力を依頼する。

(エ) 健康安全研究センターは、患者が一類感染症と診断されている場合（疑いを含む。）又は東京都域を越えた感染症の集団発生があつた場合等の緊急の場合及び国から求められた場合にあつては、福祉保健局感染症対策部防疫・情報管理課等と協議の上、検体等を国立感染症研究所に送付する。

(オ) 基幹地方感染症情報センターである健康安全研究センターは、東京都内のすべての患者情報及び病原体情報を収集、分析するとともに、その結果を週報等として公表される全国情報と併せて、地方感染症情報センター等の関係機関に提供・公開する。

オ 情報の報告等

(ア) 都道府県知事、保健所を設置する市又は特別区の長（以下「都道府県知事等」という。）は、その管轄する区域外に居住する者について法第12条第1項の規定による届出を受けたときは、当該届出の内容を、その居住地を管轄する都道府県知事等に通報する。保健所を設置する市又は特別区の長（以下「保健所設置市等の長」という。）が通報先となる場合には、当該市・区が所在する都道府県知事にも通報する。

(イ) 保健所設置市等の長は、厚生労働大臣に対して、

- ・ 法第12条の規定による発生届出の一連の事務の中で、同条第2項の報告

を行う場合

- ・ 法第15条の規定による積極的疫学調査の一連の事務の中で、同条第13項の報告を行う場合

は、併せて都道府県知事に報告する。

(ウ) 都道府県知事等は、他の都道府県知事等が管轄する区域内における感染症のまん延を防止するために必要な場合は、法第15条の規定による積極的疫学調査の結果を、当該他の都道府県知事等に通報する。保健所設置市等の長が通報先となる場合には、当該市・区が所在する都道府県知事にも通報する。

(エ) (イ) の法第12条の規定による報告について、感染症発生動向調査システムにより相互に情報を閲覧できる措置を講じた場合は、当該報告をしたものとみなす。

2 新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症

(1) 調査単位及び実施方法

ア 診断した医師

新型コロナウイルス感染症又は再興型コロナウイルス感染症を届出基準等通知に基づき診断した場合は、別に定める基準に基づき、直ちに最寄りの保健所に届出を行う。当該届出は、新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（以下「HER-SYS」という。）への入力により行うことを基本とするが、HER-SYSの入力環境がない場合には、最寄りの保健所が定める方法により行って差し支えない。

イ 検体等を所持している医療機関等

保健所等から当該患者の病原体検査のための検体等の提供について、依頼又は命令を受けた場合にあつては、検体等を提供する。

ウ 保健所

(ア) 届出を受けた保健所は、直ちに届出内容の確認を行うとともに、診断した医師の医療機関にHER-SYSの入力環境がない場合には、当該届出内容をHER-SYSに入力するものとする。また、保健所は、病原体検査が必要と判断した場合には、検体等を所持している医療機関等に対して、病原体検査のための検体等の提供について依頼等するものとする。なお、病原体検査の必要性の判断及び実施等について、必要に応じて福祉保健局感染症対策部防疫・情報管理課及び健康安全研究センターと協議する。

(イ) 保健所は、検体等の提供を受けた場合には、健康安全研究センターへ検査を依頼するものとする。

(ウ) 保健所は、届出を受けた感染症に係る発生状況等を把握し、市町村、指定届

出機関、指定提出機関その他の関係医療機関、地区医師会、教育委員会等の関係機関に発生状況等を提供し、連携を図る。

エ 健康安全研究センター

- (ア) 健康安全研究センターは、HER-SYSを活用し、管内の患者情報について保健所からの情報の入力があり次第、登録情報の確認を行う。
- (イ) 健康安全研究センター検体等が送付された場合にあっては、病原体検査要領に基づき当該検体等を検査し、その結果を保健所を經由して診断した医師に通知するとともに、保健所、福祉保健局感染症対策部防疫・情報管理課に送付する。また、病原体情報について、速やかに中央感染症情報センターに報告する。
- (ウ) 検査のうち、健康安全研究センターにおいて実施することが困難なものについては、必要に応じて、他の道府県等又は国立感染症研究所に協力を依頼する。
- (エ) 基幹地方感染症情報センターである健康安全研究センターは、HER-SYS等の活用により、東京都内のすべての患者情報及び病原体情報を収集、分析するとともに、その結果を公表される都道府県情報及び全国情報と併せて、ホームページへの掲載等の適切な方法により、保健所等の関係機関に提供・公開する。

オ 福祉保健局感染症対策部防疫・情報管理課

福祉保健局感染症対策部防疫・情報管理課は、保健所等がHER-SYSに入力した情報、健康安全研究センターが収集、分析した患者情報及び病原体情報を感染症対策に利用し、関係機関との連携・調整を行う。なお、緊急の場合及び国から対応を求められた場合においては、福祉保健局感染症対策部防疫・情報管理課は、直接必要な情報を収集するとともに、国及び他の都道府県等とも連携の上、迅速な対応を行う。

カ 情報の報告等

- (ア) 都道府県知事等は、その管轄する区域外に居住する者について法第12条第1項の規定による届出を受けたときは、当該届出の内容を、その居住地を管轄する都道府県知事等に通報する。保健所設置市等の長が通報先となる場合には、当該市・区が所在する都道府県知事にも通報する。
- (イ) 保健所設置市等の長は、厚生労働大臣に対して、
 - ・ 法第12条の規定による発生届出の一連の事務の中で、同条第2項の報告を行う場合
 - ・ 法第15条の規定による積極的疫学調査の一連の事務の中で、同条第13項の報告を行う場合は、併せて都道府県知事に報告する。
- (ウ) 都道府県知事等は、他の都道府県知事等が管轄する区域内における感染症のま

ん延を防止するために必要な場合は、法第15条の規定による積極的疫学調査の結果を、当該他の都道府県知事等に通報する。保健所設置市等の長が通報先となる場合には、当該市・区が所在する都道府県知事にも通報する。

(エ) (ア) から (ウ) の報告等について、HER・SYS により相互情報を閲覧できる措置講じた場合は、当該報告等をしたものとみなす。

キ その他

病原体検査を行政検査として医療機関に委託している場合には、当該医療機関において、保健所及び都道府県等に必要な情報提供を行うこと。当該情報共有は、HER-SYS への入力により行うことを基本とすること。

3 全数把握対象の五類感染症（別表1の75、85及び86に掲げるものを除く。）

(1) 調査単位及び実施方法

ア 診断した医師

全数把握対象の五類感染症（別表1の75、85及び86に掲げるものを除く。）を届出基準に基づき診断した医師は、国の定める届出基準の別記様式5-1から5-11、5-13から5-15、5-17から5-21、5-24並びに本要綱の別記様式10を用いて、7日以内に最寄りの保健所に届出を行う。

イ 検体等を所持している医療機関等

保健所等から当該患者の病原体検査のための検体等の提供の依頼を受けた場合にあっては、検体等について、保健所に協力し、提供する。

ウ 保健所

(ア) 届出を受けた保健所は、直ちに感染症発生動向調査システムに届出内容を入力するものとする。

また、保健所は、病原体検査が必要と判断した場合は、検体等を所持している医療機関等に対して、病原体検査のための検体等の提供について依頼するものとする。なお、病原体検査の必要性の判断及び実施等について、必要に応じて福祉保健局感染症対策部防疫・情報管理課及び健康安全研究センターと協議する。

(イ) 保健所は、検体等の提供を受けた場合には、健康安全研究センターへ検査を依頼するものとする。

(ウ) 保健所は、届出を受けた感染症に係る発生状況等を把握し、市町村、指定届出機関、指定提出機関その他の関係医療機関、地区医師会、教育委員会等の関係機関に発生状況等を提供し、連携を図る。

エ 健康安全研究センター

(ア) 健康安全研究センターは、管内の患者情報について保健所からの入力があり次

第、登録情報の確認を行う。

- (イ) 健康安全研究センターは、検体等が送付された場合にあつては、病原体検査要領に基づき当該検体等を検査し、その結果を保健所を經由して診断した医師に通知するとともに、保健所、福祉保健局感染症対策部防疫・情報管理課に送付する。また、病原体情報について、速やかに中央感染症情報センターに報告する。
- (ウ) 検査のうち、健康安全研究センターにおいて実施することが困難なものについては、必要に応じて、他の道府県等又は国立感染症研究所に協力を依頼する。
- (エ) 健康安全研究センターは、東京都域を越えた感染症の集団発生があつた場合等の緊急の場合及び国から提出を求められた場合にあつては、福祉保健局感染症対策部防疫・情報管理課等と協議の上、検体等を国立感染症研究所に送付する。
- (オ) 基幹地方感染症情報センターである健康安全研究センターは、東京都内のすべての患者情報及び病原体情報を収集、分析するとともに、その結果を週報等として公表される全国情報と併せて、地方感染症情報センター等の関係機関に提供・公開する。

4 定点把握対象の五類感染症

(1) 対象とする感染症患者の状態

各々の定点把握対象の五類感染症について、届出基準を参考とし、当該疾病の患者と診断される場合とする。

(2) 定点の選定

ア 患者定点

定点把握対象の五類感染症の発生状況を地域的に把握するため、東京都は次の点に留意し、関係医師会の協力を得て、医療機関の中から可能な限り無作為に患者定点を選定する。また、定点の選定に当たっては、人口及び医療機関の分布等を勘案して、できるだけ東京都全体の感染症の発生状況を把握できるよう考慮する。

(ア) 小児科定点

対象感染症のうち、別表1の88から99までに掲げるものについては、小児科を標ぼうする医療機関（主として小児科医療を提供しているもの）を小児科定点として指定する。この場合において、小児科定点として指定された医療機関は、インフルエンザ定点として協力するよう努めること。

(イ) インフルエンザ定点

対象感染症のうち、別表1の100に掲げるインフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。以下同じ。）については、前記（ア）で選定した小児科定点のうちインフルエンザ定点として協力する小児科定点に加え、内科を標ぼうする医療機関（主として内科医療を提供しているもの）を内科定点として指定し、両者を合わせてインフルエンザ定点とする。

(ウ) 眼科定点

対象感染症のうち、別表1の101及び102に掲げるものについては、眼科を標ぼうする医療機関（主として眼科医療を提供しているもの）を眼科定点として指定する。

(エ) 性感染症定点

対象感染症のうち、別表1の103から107までに掲げるものについては、産婦人科、産科若しくは婦人科（産婦人科系）、医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）第三条の二第一項第一号ハ及びニ(2)の規定により性感染症と組み合わせた名称を診療科名とする診療科、泌尿器科又は皮膚科を標ぼうする医療機関（主として各々の標ぼう科の医療を提供しているもの）を性感染症定点として指定する。

(オ) 基幹定点

対象感染症のうち、別表1の100に掲げるインフルエンザ（届出基準はインフルエンザ定点と異なり、入院患者に限定される）、別表1の108から115までに掲げるものについては、患者を300人以上収容する施設を有する病院であって、内科及び外科を標榜する病院（小児科医療と内科医療を提供しているもの）を二次医療圏毎に1か所以上、基幹定点として指定する。

イ 病原体定点

病原体の分離等の検査情報を収集するため、東京都は次の点に留意し、関係医師会の協力を得て、病原体定点を選定する。また、定点の選定に当たっては、人口及び医療機関の分布等を勘案して、できるだけ東京都全体の感染症の発生状況を把握できるように考慮する。

(ア) 医療機関を病原体定点として選定する場合は、原則として、患者定点として選定された医療機関の中から選定する。

(イ) アの(ア)により選定された患者定点の概ね10%を小児科病原体定点とし、別表1の88から99までを対象感染症とする。

(ウ) アの(ア)及び(イ)により選定された患者定点の概ね10%をインフルエンザ病原体定点とし、別表1の100を対象感染症とする。また、インフルエンザ病原体定点を、感染症法第14条の2第1項に規定する指定提出機関として指定する。

(エ) アの(ウ)により選定された患者定点の中から眼科病原体定点を選定し、別表1の101及び102を対象感染症とする。

(オ) アの(エ)により選定された患者定点の中から性感染症病原体定点を選定し、別表1の103から107を対象感染症とする。

(カ) アの(オ)により選定された患者定点の中から基幹病原体定点を選定し、別表1の100に掲げるインフルエンザ（入院患者に限る。）、別表1の108から1

15までを対象感染症とする。

(3) 調査単位等

ア 患者情報

調査単位の期間等は、別表2のとおりとする。

イ 病原体情報

病原体情報のうち、(2)のイの(ウ)により選定された病原体定点に関するものについては、別表1の100に掲げるインフルエンザの流行期((2)のアの(イ)により選定された患者定点あたりの患者発生数が東京都全体で1を超えた時点から1を下回るまでの間)には1週間(月曜日から日曜日)を調査単位とし、非流行期(流行期以外の期間)には各月を調査単位とする。その他病原体定点に関するものについては、各月を調査単位とする。

(4) 実施方法

ア 患者定点

(ア) 患者定点として選定された医療機関は、速やかな情報提供を図る趣旨から、調査単位の期間の診療時において、届出基準を参考とし、患者発生状況の把握を行うものとする。

(イ) (2)のアにより選定された定点把握の対象の指定届出機関においては、届出基準に従い、それぞれの調査単位の患者発生状況を別記様式2から7に記載する。

(ウ) (イ)の届出に当たっては、感染症法施行規則第7条に従い行うものとする。

イ 病原体定点

(ア) 病原体定点として選定された医療機関は、必要に応じて病原体検査のために検体等を採取する。

(イ) 病原体定点は、検体等について、別記様式1の検査票を添付し、速やかに健康安全研究センターへ送付する。

(ウ) (2)のイの(イ)により選定された病原体定点においては、別表1の88から97までの対象感染症のうち、調査単位ごとに、概ね4症例からそれぞれ少なくとも1種類の検体を送付するものとする。

(エ) (2)のイの(ウ)により選定された病原体定点においては、別表1の100に掲げるインフルエンザ(インフルエンザ様疾患を含む。)について、調査単位ごとに、少なくとも1検体を送付するものとする。

ウ 検体等を所持している医療機関等

保健所等から当該患者の病原体検査のための検体等の提供の依頼を受けた場合にあっては、検体等について、保健所に協力し、提供する。

エ 保健所

(ア) 保健所は、患者定点から得られた患者情報が週単位の場合は調査対象の週の翌週の火曜日までに、月単位の場合は調査対象月の翌月の3日までに、感染症発生

動向調査システムに入力するものとし、併せて、対象感染症についての集団発生その他特記すべき情報については、福祉保健局感染症対策部防疫・情報管理課及び健康安全研究センターに報告する。

また、保健所は、病原体検査が必要と判断した場合は、検体等を所持している医療機関等に対して、病原体検査のための検体等の提供について依頼するものとする。なお、病原体検査の必要性の判断及び実施等について、必要に応じて福祉保健局感染症対策部防疫・情報管理課及び健康安全研究センターと協議する。

(イ) 保健所は、検体等の提供を受けた場合には、健康安全研究センターへ検査を依頼するものとする。

(ウ) 保健所は、定点把握の対象の五類感染症の発生状況等を把握し、市町村、指定届出機関、指定提出機関その他の関係医療機関、地区医師会、教育委員会等の関係機関に発生状況等を提供し、連携を図る。

オ 健康安全研究センター

(ア) 健康安全研究センターは、管内の患者情報について保健所からの入力があり次第、登録情報の確認を行う。

(イ) 健康安全研究センターは、別記様式1の検査票及び検体又は病原体情報が送付された場合にあっては、当該検体を検査し、その結果を保健所を経由して診断した医師に通知するとともに、別記様式1により保健所、福祉保健局感染症対策部防疫・情報管理課に送付する。また、病原体情報について、速やかに中央感染症情報センターに報告する。

(ウ) 検査のうち、健康安全研究センターにおいて実施することが困難なものについては、必要に応じて、他の道府県等又は国立感染症研究所に協力を依頼する。

(エ) 健康安全研究センターは、東京都域を越えた感染症の集団発生があった場合等の緊急の場合及び国から提出を求められた場合にあっては、福祉保健局感染症対策部防疫・情報管理課等と協議の上、検体等を国立感染症研究所に送付する。

(オ) 基幹地方感染症情報センターである健康安全研究センターは、東京都内のすべての患者情報及び病原体情報を収集、分析するとともに、その結果を週報（月単位の場合は月報）等として公表される全国情報と併せて、地方感染症情報センター等の関係機関に提供・公開する。

5 法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症

(1) 対象とする疑似症の状態

各々の疑似症について、届出基準を参考とし、当該疑似症の患者と診断される場合とする。

(2) 疑似症定点の選定

東京都は、関係医師会の協力を得て、国の定める感染症発生動向調査事業実施要

綱第5の4(2)に定める基準を満たす医療機関の中から疑似症定点を選定する。また、疑似症定点の選定に当たっては、人口及び医療機関の分布等を勘案して、できるだけ東京都全体の感染症の発生状況を把握できるよう考慮する。

(3) 調査単位

調査単位の期間等は、別表3のとおりとする。

(4) 実施方法

ア 疑似症定点

(ア) 疑似症定点として選定された医療機関は、速やかな情報提供を図る趣旨から、調査単位の期間の診療時において、届出基準により、患者発生状況の把握を行うものとする。

(イ) 疑似症定点として選定された医療機関は、届出基準に従い、直ちに疑似症発生状況を国の定める届出基準の別記様式6-7に記載する。なお、届出に当たっては、感染症法施行規則第7条に従い行うものとする。

イ 保健所

(ア) 保健所は、疑似症定点から得られた疑似症情報を、随時福祉保健局感染症対策部防疫・情報管理課に報告する。

また、対象疑似症についての集団発生その他特記すべき情報については、福祉保健局感染症対策部防疫・情報管理課及び健康安全研究センターに報告する。

(イ) 保健所は、疑似症の発生状況等を把握し、市町村、指定届出機関、指定提出機関その他の関係医療機関、地区医師会、教育委員会等の関係機関に発生状況等を提供し、連携を図る。

ウ 福祉保健局感染症対策部防疫・情報管理課

福祉保健局感染症対策部防疫・情報管理課は保健所から得られた疑似症情報を健康安全研究センターに報告する。

エ 健康安全研究センター

基幹地方感染症情報センターである健康安全研究センターは、東京都内のすべての疑似症情報を収集し、汎用サーベイランスシステムに入力する。また、当該情報を分析するとともに、その結果を週報等として公表される全国情報と併せて、地方感染症情報センター等の関係機関に提供・公開する。

6 その他

(1) 上記の実施方法以外の部分について、必要と認められる場合には、東京都の実情に応じた追加を行い、地域における効果的・効率的な感染症発生動向調査体制を構築していくこととする。

(2) 感染症発生動向調査のために取り扱うこととなった検体等については、感染症の発生及びまん延防止策の構築、公衆衛生の向上のために使用されるものであり、そ

れ以外の目的のために用いてはならない。また、検体採取の際には、その使用目的について説明の上、できるだけ、本人等に同意をとることが望ましい。なお、上記に掲げる目的以外の研究に使用する場合は、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」等の規定に従い行うものとする。

- (3) 本実施要綱に定める事項以外の内容については、必要に応じて福祉保健局長が定めることとする。

7 特別区及び保健所政令市との関係

東京都は、本事業を実施するため特別区及び保健所政令市と協議し、連携を図るものとする。

附 則

この実施要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この実施要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この実施要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この実施要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この実施要綱は、平成15年11月5日から適用する。

附 則

この実施要綱は、平成16年8月1日から施行する。

附 則

この実施要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この実施要綱は、平成18年6月12日から施行する。

附 則

この実施要綱は、平成19年6月15日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この実施要綱は、平成20年1月31日から施行し、同年1月1日から適用する。

附 則

この実施要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この実施要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この実施要綱は、平成22年3月16日から施行し、同年3月11日から適用する。

附 則

この実施要綱は、平成23年2月1日から施行する。

附 則

この実施要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この実施要綱は、平成23年9月5日から施行する。

附 則

この実施要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この実施要綱は、平成25年5月22日から施行し、同年5月6日から適用する。

附 則

この実施要綱は、平成25年10月14日から施行する。

附 則

この実施要綱は、平成26年6月12日から施行し、同年5月12日から適用する。

附 則

この実施要綱は、平成26年8月13日から施行し、同年7月26日から適用する。

附 則

この実施要綱は、平成26年9月19日から施行する。

附 則

この実施要綱は、平成27年2月25日から施行し、同年1月21日から適用する。

附 則

この実施要綱は、平成27年5月21日から施行する。

附 則

この実施要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

この実施要綱は、平成28年2月15日から施行する。

附 則

この実施要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この実施要綱は、平成30年1月1日から施行する。

附 則

この実施要綱は、平成30年5月1日から施行する。

附 則

この実施要綱は、平成31年1月1日から施行する。

附 則

この実施要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この実施要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この実施要綱は、令和2年1月1日から施行する。

附 則

この実施要綱は、令和2年2月3日から施行する。

附 則

この実施要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この実施要綱は、令和2年5月13日から施行する。

附 則

この実施要綱は、令和2年6月24日から施行し、5月29日から適用する。

附 則

この実施要綱は、令和2年6月25日から施行する。

附 則

この実施要綱は、令和2年10月2日から施行する。

附 則

この実施要綱は、令和2年10月14日から施行する。

附 則

この実施要綱は、令和3年3月31日から施行し、同年2月13日から適用する。

附 則

この実施要綱は、令和3年6月18日から施行し、同年6月3日から適用する。

マ ラ リ ア 発 生 届

都道府県知事（保健所設置市長・特別区長） 殿

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項（同条第8項において準用する場合を含む。）の規定により、以下のとおり届け出る。

報告年月日 令和 年 月 日

医師の氏名 _____

従事する病院・診療所の名称 _____

上記病院・診療所の所在地(※) _____

電話番号(※) () - _____

(※病院・診療所に従事していない医師にあっては、その住所・電話番号を記載)

1 診断（検案）した者（死体）の種類				
・患者（確定例） ・無症状病原体保有者 ・感染症死亡者の死体 ・感染症死亡疑い者の死体				
2 当該者氏名	3 性別	4 生年月日	5 診断時の年齢(0歳は月齢)	6 当該者職業
	男・女	年 月 日	歳 (か月)	
7 当該者住所				
電話 () -				
8 当該者所在地				
電話 () -				
9 保護者氏名	10 保護者住所 (9、10は患者が未成年の場合のみ記入)			
	電話 () -			

病 型		18 感染原因・感染経路・感染地域
1) 三日熱、2) 四日熱、3) 卵形、4) 熱帯熱、5) その他、6) 不明		①感染原因・感染経路 (確定・推定)
11 症 状	・発熱 ・悪寒 ・頭痛 ・関節痛 ・脾腫 ・貧血 ・出血症状 ・低血糖 ・意識障害 ・急性腎不全 ・DIC ・肺水腫 / ARDS ・その他 ()	1 動物・蚊・昆虫等からの感染(動物・蚊・昆虫等の種類・状況: ())
	・なし	2 輸血・血液製剤(輸血・血液製剤の種類・使用年月・状況: ())
12 診 断 方 法	・血液検体の鏡検による病原体の検出	3 母子感染(ア.胎内 イ.出産時 ウ.母乳)
	・血液検体の核酸増幅法による病原体遺伝子の検出 検査法: PCR法・LAMP法・その他 ・血液検体のフローサイトメトリー法によるマラリア原虫感染赤血球の検出 ・その他の方法 () 検体 () 結果 ()	4 その他 () ②感染地域 (確定 ・ 推定) 1 日本国内 (都道府県 市区町村) 2 国外 (国) 詳細地域 () ※ 複数の国又は地域が該当する場合は全て記載すること。 渡航期間(出国日 年 月 日・入国日 年 月 日 国外居住者については 入国日のみで可)
13 初診年月日	令和 年 月 日	19 その他感染症のまん延の防止及び当該者の医療のために医師が必要と認める事項
14 診断（検案(※)）年月日	令和 年 月 日	
15 感染したと推定される年月日	令和 年 月 日	
16 発病年月日(*)	令和 年 月 日	
17 死亡年月日(※)	令和 年 月 日	

この届出は診断後直ちに行ってください

(1, 3, 11, 12, 18 欄は該当する番号等を○で囲み、4, 5, 13 から 17 欄は年齢、年月日を記入すること。
(※)欄は、死亡者を検案した場合のみ記入すること。(*)欄は、患者(確定例)を診断した場合のみ記入すること。
11, 12 欄は、該当するものすべてを記載すること。)

以下の項目は、海外由来感染症の迅速な対応に役立てるため、感染症法第15条に基づく積極的疫学調査の一環として情報提供を求めるものです。患者の協力が得られた場合には御記入願います。
日本国内での滞在期間：長期滞在、一時滞在(帰国予定 年 月 日)

令和 3 年 6 月 3 日

各 { 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

（ 公 印 省 略 ）

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等について」の一部改正について

平素より、感染症対策の推進につきまして、御理解と御協力を賜り誠にありがとうございます。

今般、マラリア、アメーバ赤痢及び百日咳について新たな病原体の検出方法が薬事承認されたこと等に鑑み、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等について」（平成 18 年 3 月 8 日付け健感発第 0308001 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）の別紙「医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準」の一部を別添のとおり改正し、本日から適用することといたしました。

当該改正の概要等については下記のとおりですので、御了知いただくとともに、貴管内市町村、関係機関等へ周知いただき、その実施に遺漏なきようお願いいたします。

記

1 改正概要

(1) マラリア（「第 5 四類感染症」 3 6）

- 「(3) 届出基準」における「エ 感染症死亡疑い者の死体」について、
 - ・ 検査方法に「フローサイトメトリー法によるマラリア原虫感染赤血球の検出」を追加し、
 - ・ 検査方法のうち「PCR 法」としている名称を「核酸増幅法」に変更した。
- 上記追加及び変更に伴い、様式 4 - 3 6（発生届）について、所要の整理を行った。

(2) アメーバ赤痢（「第 6 五類感染症」 1）

- 「(3) 届出基準」における「イ 感染症死亡者の死体」について、検査方法に「イムノクロマト法による病原体の抗原の検出」を追加した。
- 上記追加に伴い、様式 5 - 1（発生届）について、所要の整理を行った。

(3) 百日咳（「第6 五類感染症」21）

- 「(4) 届出のために必要な検査所見」について、
 - ・ 検査方法に「免疫クロマト法による病原体の抗原の検出」を追加し、
 - ・ 検査方法のうち「PCR法」としている名称を「核酸増幅法」に変更した。
- 上記追加及び変更に伴い、様式5-21（発生届）について、所要の整理を行った。

2 適用日

本日より適用する。

新旧対照表

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について」

改正後	現行													
<p>(別紙)</p> <p>医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準 第1～4 (略)</p> <p>第5 四類感染症 1～35 (略)</p> <p>36 マラリア (1)・(2) (略) (3)届出基準 ア～ウ (略) エ 感染症死亡疑い者の死体 医師は、(2)の臨床的特徴を有する死体を検案した結果、症状や所見から、マラリアにより死亡したと疑われる場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。</p>	<p>(別紙)</p> <p>医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準 第1～4 (略)</p> <p>第5 四類感染症 1～35 (略)</p> <p>36 マラリア (1)・(2) (略) (3)届出基準 ア～ウ (略) エ 感染症死亡疑い者の死体 医師は、(2)の臨床的特徴を有する死体を検案した結果、症状や所見から、マラリアにより死亡したと疑われる場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。</p>													
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="91 1035 678 1080">検査方法</th> <th data-bbox="678 1035 1077 1080">検査材料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="91 1080 678 1182">顕微鏡下でのマラリア原虫の証明、かつ、原虫種の確認による病原体の検出</td> <td data-bbox="678 1080 1077 1377" rowspan="3">血液</td> </tr> <tr> <td data-bbox="91 1182 678 1284">核酸増幅法による病原体の遺伝子の検出 (PCR法・LAMP法・その他)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="91 1284 678 1377">フローサイトメトリー法によるマラリア原虫感染赤血球の検出</td> </tr> </tbody> </table>	検査方法	検査材料	顕微鏡下でのマラリア原虫の証明、かつ、原虫種の確認による病原体の検出	血液	核酸増幅法による病原体の遺伝子の検出 (PCR法・LAMP法・その他)	フローサイトメトリー法によるマラリア原虫感染赤血球の検出	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1131 1035 1718 1080">検査方法</th> <th data-bbox="1718 1035 2130 1080">検査材料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1131 1080 1718 1182">顕微鏡下でのマラリア原虫の証明、かつ、原虫種の確認による病原体の検出</td> <td data-bbox="1718 1080 2130 1278" rowspan="2">血液</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1131 1182 1718 1278">PCR法による病原体の遺伝子の検出</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1131 1278 2130 1329">(新設)</td> </tr> </tbody> </table>	検査方法	検査材料	顕微鏡下でのマラリア原虫の証明、かつ、原虫種の確認による病原体の検出	血液	PCR法による病原体の遺伝子の検出	(新設)	
検査方法	検査材料													
顕微鏡下でのマラリア原虫の証明、かつ、原虫種の確認による病原体の検出	血液													
核酸増幅法による病原体の遺伝子の検出 (PCR法・LAMP法・その他)														
フローサイトメトリー法によるマラリア原虫感染赤血球の検出														
検査方法	検査材料													
顕微鏡下でのマラリア原虫の証明、かつ、原虫種の確認による病原体の検出	血液													
PCR法による病原体の遺伝子の検出														
(新設)														
37～44 (略)	37～44 (略)													

第6 五類感染症

1 アメーバ赤痢

(1)・(2) (略)

(3)届出基準

ア (略)

イ 感染症死亡者の死体

医師は、(2)の臨床的特徴を有する死体を検案した結果、症状や所見から、アメーバ赤痢が疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、アメーバ赤痢により死亡したと判断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を7日以内に行わなければならない。

この場合において、検査材料は、同欄に掲げる検査方法の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

検査方法	検査材料
顕微鏡下での病原体の検出	便、病変部（大腸粘膜組織、膿瘍液）
ELISA法による病原体の抗原の検出	
PCR法による病原体の遺伝子の検出	
イムノクロマト法による病原体の抗原の検出	便
抗体の検出	血清

2～20 (略)

21 百日咳

(1)～(3) (略)

(4)届出のために必要な検査所見

検査方法	検査材料
------	------

第6 五類感染症

1 アメーバ赤痢

(1)・(2) (略)

(3)届出基準

ア (略)

イ 感染症死亡者の死体

医師は、(2)の臨床的特徴を有する死体を検案した結果、症状や所見から、アメーバ赤痢が疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、アメーバ赤痢により死亡したと判断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を7日以内に行わなければならない。

この場合において、検査材料は、同欄に掲げる検査方法の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

検査方法	検査材料
顕微鏡下での病原体の検出	便、病変部（大腸粘膜組織、膿瘍液）
ELISA法による病原体の抗原の検出	
PCR法による病原体の遺伝子の検出	
(新設)	
抗体の検出	血清

2～20 (略)

21 百日咳

(1)～(3) (略)

(4)届出のために必要な検査所見

検査方法	検査材料
------	------

分離・同定による病原体の検出	鼻腔、咽頭、気管支などから採取された検体
<u>核酸増幅法による病原体の遺伝子の検出 (PCR法・LAMP法・その他)</u>	
<u>イムノクロマト法による病原体の抗原の検出</u>	鼻咽頭拭い液
抗体の検出 (ペア血清による抗体陽転又は抗体価の有意な上昇、又は単一血清で抗体価の高値)	血清

22～49 (略)

第7・第8 (略)

別記様式1～3 (略)

別記様式4-1～35 (略)

分離・同定による病原体の検出	鼻腔、咽頭、気管支などから採取された検体
<u>PCR法による病原体の遺伝子の検出</u>	
(新設)	
抗体の検出 (ペア血清による抗体陽転又は抗体価の有意な上昇、又は単一血清で抗体価の高値)	血清

※ PCR法はLAMP法などを含む。

22～49 (略)

第7・第8 (略)

別記様式1～3 (略)

別記様式4-1～35 (略)

別記様式4-36

別記様式4-36

マラリア発生届

都道府県知事（保健所設置市長・特別区長） 殿

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定により、以下のとおり届け出る。

届出年月日 令和 年 月 日

医師の氏名 _____
 届出する病院・診療所の名称 _____
 上記病院・診療所の所在地(※) _____
 電話番号(※) () () - _____

(※病院・診療所に従事していない医師に於ては、その住所・電話番号を記載)

1 診断（検定）した者（死亡）の概要					
・患者（確定例） ・無症対疫源体保有者 ・感染死亡者の死因 ・感染死亡し者の死因					
2 診断者氏名	3 性別	4 生年月日	5 診断時の年齢（0歳は月齢）	6 診断機関	
男・女		年 月 日	歳（ か月）		
7 診断者住所					
電話 () - _____					
8 診断者所在地					
電話 () - _____					
9 保健所名称					
10 保健所住所 (※、10は患者が未成年の場合のみ記入)					
電話 () - _____					

病 型	検査項目・検査箇所・検査時期
11 三日熱、凶悪日熱、3日熱、多熱寒熱、その他(※、※不明)	① 感染原因・感染経路（確定・推定） 1 建物・街・風景等からの感染（建物・街・風景等の詳細状況） 2 輸血・血液製剤 輸血、血液製剤の提供、使用年月、状況 3 母子感染（ア胎内・イ、出生時、ウ、母乳） 4 その他（ ）
12 血漿抗体の検出による感染性の検出	② 感染経路（確定・推定） 1 口鼻伝播（感染時期、感染場所） 2 国外（ 国） 3 詳細不明 ※ 複数の国又は地域が該当する場合全て記載すること。感染開始（感染日）年 月 日・入国日 年 月 日 国外居住者については、入国日のみで可。
13 初発年月日	14 診断（検定）年月日
15 感染したと推定される年月日	16 発病年月日（※）
17 死亡年月日（※）	18 死亡年月日（※）

1. 3、11、12、14欄は該当する番号等を○で囲み、4、5、13から17欄は年、月、日を入力すること。
 (※)欄は、死亡者を採集した場合のみ記入すること。(*)欄は、患者（確定例）を診断した場合のみ記入すること。
 18、19欄は、該当するものすべてを記載すること。*

この届出は診断結果を基に行わずに済みます。

様式4-37~44 (略)

別記様式4-36

別記様式4-36

マラリア発生届

都道府県知事（保健所設置市長・特別区長） 殿

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定により、以下のとおり届け出る。

届出年月日 令和 年 月 日

医師の氏名 _____
 届出する病院・診療所の名称 _____
 上記病院・診療所の所在地(※) _____
 電話番号(※) () () - _____

(※病院・診療所に従事していない医師に於ては、その住所・電話番号を記載)

1 診断（検定）した者（死因）の概要					
・患者（確定例） ・無症対疫源体保有者 ・感染死亡者の死因 ・感染死亡し者の死因					
2 診断者氏名	3 性別	4 生年月日	5 診断時の年齢（0歳は月齢）	6 診断機関	
男・女		年 月 日	歳（ か月）		
7 診断者住所					
電話 () - _____					
8 診断者所在地					
電話 () - _____					
9 保健所名称					
10 保健所住所 (※、10は患者が未成年の場合のみ記入)					
電話 () - _____					

病 型	検査項目・検査箇所・検査時期
11 三日熱、凶悪日熱、3日熱、多熱寒熱、その他(※、※不明)	① 感染原因・感染経路（確定・推定） 1 建物・街・風景等からの感染（建物・街・風景等の詳細状況） 2 輸血・血液製剤 輸血、血液製剤の提供、使用年月、状況 3 母子感染（ア胎内・イ、出生時、ウ、母乳） 4 その他（ ） ② 感染経路（確定・推定） 1 口鼻伝播（感染時期、感染場所） 2 国外（ 国） 3 詳細不明 ※ 複数の国又は地域が該当する場合全て記載すること。感染開始（感染日）年 月 日・入国日 年 月 日 国外居住者については、入国日のみで可。
12 血漿抗体の検出による感染性の検出	③ 感染経路（確定・推定） 1 日本国内（ 都道府県 市区町村） 2 国外（ 国） 3 詳細不明 ※ 複数の国又は地域が該当する場合全て記載すること。感染開始（感染日）年 月 日・入国日 年 月 日 国外居住者については、入国日のみで可。
13 初発年月日	14 診断（検定）年月日
15 感染したと推定される年月日	16 発病年月日（※）
17 死亡年月日（※）	18 死亡年月日（※）

1. 3、11、12、14欄は該当する番号等を○で囲み、4、5、13から17欄は年、月、日を入力すること。
 (※)欄は、死亡者を採集した場合のみ記入すること。(*)欄は、患者（確定例）を診断した場合のみ記入すること。
 18、19欄は、該当するものすべてを記載すること。*

この届出は診断結果を基に行わずに済みます。

別添様式4-37~44 (略)

別添様式5-1

別添様式5-1

アメーバ赤痢発生届

都道府県知事（保健所設置市長・特別区長） 殿

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項（同条第9項において準用する場合を含む。）の規定により、以下のとおり届け出ます。

報告年月日 令和 年 月 日

患者の氏名 _____
 住居する病院・診療所の名称 _____
 上記病院・診療所の所在地(市) _____
 電話番号(区) _____

(※病院・診療所に記載していただけない箇所は、その住所・電話番号を記載)

1 診断（検査）した者（死例）の類型
 ・患者（確定例） ・感染症死亡報告の死例

2 性別
 男 ・ 女

病 型		1 1 感染原因・感染経路・感染地等
1) 腸管アメーバ症 2) 腸管外アメーバ症		
4. 下痢 ・ 粘血便 = しぶり便 ・ 絞痛 腹痛 ・ 発熱 = 急性腸炎 症 肝腫大 ・ 肝腫痛 = 肝腫大 ・ 胸膜炎 ・ 心膜炎 = 大腸肝膜異変 状 ・ その他()	①感染原因・感染経路（確定・推定） 1 経口感染（食食物の種類・状況） 2 性的接触（A性交 B経口（ア共同器 イ異位器 ウ不明）） 3 その他()	
5. 腸管による感染性の結核 結核：便・大腸肝膜異変・腸結核・その他 （ ）	②感染地等（確定・推定） 1 日本国内（ 都道府県 市区町村 ※ 海外() 国) 2 海外() 国)	
6. 腸管外アメーバによる感染性の結核 結核：便・大腸肝膜異変・腸結核・その他 （ ）		
7. 腸管外アメーバによる感染性の結核 結核：便・大腸肝膜異変・腸結核・その他 （ ）		
8. 腸管外アメーバによる感染性の結核 結核：便・大腸肝膜異変・腸結核・その他 （ ）		
9. 腸管外アメーバによる感染性の結核 結核：便・大腸肝膜異変・腸結核・その他 （ ）		
10. 腸管外アメーバによる感染性の結核 結核：便・大腸肝膜異変・腸結核・その他 （ ）		
6 診断年月日 令和 年 月 日	7 診断（検査）年月日 令和 年 月 日	8 感染したと推定される年月日 令和 年 月 日
9 診断年月日（*） 令和 年 月 日	10 死亡年月日（**） 令和 年 月 日	

(1, 2, 4, 5, 11) 欄は該当する番号等を○で囲み、3, 6から10欄は年数、年月日を記入すること。
 (※) 欄は、死亡者を対象とした場合のみ記入すること。
 (*) 欄は、患者（確定例）を診断した場合のみ記入すること。
 (**) 欄は、該当するものをすべて記載すること。)

「小腸結核」は結核からアメーバに先行して起こる

別添様式5-1

別添様式5-1

アメーバ赤痢発生届

都道府県知事（保健所設置市長・特別区長） 殿

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項（同条第9項において準用する場合を含む。）の規定により、以下のとおり届け出ます。

報告年月日 令和 年 月 日

患者の氏名 _____
 住居する病院・診療所の名称 _____
 上記病院・診療所の所在地(市) _____
 電話番号(区) _____

(※病院・診療所に記載していただけない箇所は、その住所・電話番号を記載)

1 診断（検査）した者（死例）の類型
 ・患者（確定例） ・感染症死亡報告の死例

2 性別
 男 ・ 女

病 型		1 1 感染原因・感染経路・感染地等
1) 腸管アメーバ症 2) 腸管外アメーバ症		
4. 下痢 ・ 粘血便 = しぶり便 ・ 絞痛 腹痛 ・ 発熱 = 急性腸炎 症 肝腫大 ・ 肝腫痛 = 肝腫大 ・ 胸膜炎 ・ 心膜炎 = 大腸肝膜異変 状 ・ その他()	①感染原因・感染経路（確定・推定） 1 経口感染（食食物の種類・状況） 2 性的接触（A性交 B経口（ア共同器 イ異位器 ウ不明）） 3 その他()	
5. 腸管による感染性の結核 結核：便・大腸肝膜異変・腸結核・その他 （ ）	②感染地等（確定・推定） 1 日本国内（ 都道府県 市区町村 ※ 海外() 国) 2 海外() 国)	
6. 腸管外アメーバによる感染性の結核 結核：便・大腸肝膜異変・腸結核・その他 （ ）		
7. 腸管外アメーバによる感染性の結核 結核：便・大腸肝膜異変・腸結核・その他 （ ）		
8. 腸管外アメーバによる感染性の結核 結核：便・大腸肝膜異変・腸結核・その他 （ ）		
9. 腸管外アメーバによる感染性の結核 結核：便・大腸肝膜異変・腸結核・その他 （ ）		
10. 腸管外アメーバによる感染性の結核 結核：便・大腸肝膜異変・腸結核・その他 （ ）		
6 診断年月日 令和 年 月 日	7 診断（検査）年月日 令和 年 月 日	8 感染したと推定される年月日 令和 年 月 日
9 診断年月日（*） 令和 年 月 日	10 死亡年月日（**） 令和 年 月 日	

(1, 2, 4, 5, 11) 欄は該当する番号等を○で囲み、3, 6から10欄は年数、年月日を記入すること。
 (※) 欄は、死亡者を対象とした場合のみ記入すること。
 (*) 欄は、患者（確定例）を診断した場合のみ記入すること。
 (**) 欄は、該当するものをすべて記載すること。)

「小腸結核」は結核からアメーバに先行して起こる

36 マラリア

(1) 定義

マラリアは *Plasmodium* 属原虫の *Plasmodium vivax*(三日熱マラリア原虫)、*Plasmodium falciparum*(熱帯熱マラリア原虫)、*Plasmodium malariae*(四日熱マラリア原虫)、*Plasmodium ovale*(卵形マラリア原虫)などの単独又は混合感染に起因する疾患であり、特有の熱発作、貧血及び脾腫を主徴とする。ハマダラカによって媒介される。

(2) 臨床的特徴

最も多い症状は発熱と悪寒で、発熱の数日前から全身倦怠感や背部痛、食欲不振など不定の前駆症状を認めることがある。熱発は間隔をあけて発熱期と無熱期を繰り返す。発熱期は悪寒を伴って体温が上昇する悪寒期（1～2時間）と、悪寒がとれて熱感を覚える灼熱期（4～5時間）に分かれる。典型的には三日熱及び四日熱マラリアでは悪寒期に戦慄を伴うことが多い。

発熱期には頭痛、顔面紅潮や吐き気、関節痛などを伴う。その後に発汗・解熱し、無熱期へ移行する。発熱発作の間隔は虫種により異なり、三日熱と卵形マラリアで48時間、四日熱マラリアで72時間である。熱帯熱マラリアでは36～48時間、あるいは不規則となる。他の症状としては脾腫、貧血、血小板減少などがあげられるが、原虫種、血中原虫数及び患者の免疫状態によって異なる。

未治療の熱帯熱マラリアは急性の経過を示し、錯乱など中枢神経症状（マラリア脳症）、急性腎不全、重度の貧血、低血糖、DICや肺水腫を併発して発病数日以内に重症化し、致死的となる。

(3) 届出基準

ア 患者（確定例）

医師は、(2)の臨床的特徴を有する者を診察した結果、症状や所見からマラリアが疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、マラリア患者と診断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

この場合において、検査材料は、同欄に掲げる検査方法の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるもののいずれかをを用いること。

イ 無症状病原体保有者

医師は、診察した者が(2)の臨床的特徴を呈していないが、次の表の左欄に掲げる検査方法により、マラリアの無症状病原体保有者と診断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

この場合において、検査材料は、同欄に掲げる検査方法の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるもののいずれかをを用いること。

ウ 感染症死亡者の死体

医師は、(2)の臨床的特徴を有する死体を検案した結果、症状や所見から、マラリアが疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、マラリアにより死亡したと判断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

この場合において、検査材料は、同欄に掲げる検査方法の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるもののいずれかをを用いること。

エ 感染症死亡疑い者の死体

医師は、(2)の臨床的特徴を有する死体を検案した結果、症状や所見から、マラリアにより死亡したと疑われる場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

検査方法	検査材料
顕微鏡下でのマラリア原虫の証明、かつ、原虫種の確認による病原体の検出	血液
核酸増幅法による病原体の遺伝子の検出 (PCR法・LAMP法・その他)	
フローサイトメトリー法によるマラリア原虫感染赤血球の検出	

第6 五類感染症

1 アメーバ赤痢

(1) 定義

赤痢アメーバ (*Entamoeba histolytica*) の感染に起因する疾患で、消化器症状を主症状とするが、それ以外の臓器にも病変を形成する。

(2) 臨床的特徴

病型は腸管アメーバ症と腸管外アメーバ症に大別される。

ア 腸管アメーバ症

下痢、粘血便、しぶり腹、鼓腸、排便時の下腹部痛、不快感などの症状を伴う慢性腸管感染症であり、典型的にはイチゴゼリー状の粘血便を排泄するが、数日から数週間の間隔で増悪と寛解を繰り返すことが多い。潰瘍の好発部位は盲腸から上行結腸にかけてと、S字結腸から直腸にかけての大腸である。まれに肉芽腫性病変が形成されたり、潰瘍部が壊死性に穿孔したりすることもある。

イ 腸管外アメーバ症

多くは腸管部よりアメーバが血行性に転移することによるが、肝膿瘍が最も高頻度にみられる。成人男性に多い。高熱 (38~40℃)、季肋部痛、吐き気、嘔吐、体重減少、寝汗、全身倦怠などを伴う。膿瘍が破裂すると腹膜、胸膜や心外膜にも病変が形成される。その他、皮膚、脳や肺に膿瘍が形成されることがある。

(3) 届出基準

ア 患者 (確定例)

医師は、(2) の臨床的特徴を有する者を診察した結果、症状や所見からアメーバ赤痢が疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、アメーバ赤痢患者と診断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を7日以内に行わなければならない。

この場合において、検査材料は、同欄に掲げる検査方法の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

イ 感染症死亡者の死体

医師は、(2) の臨床的特徴を有する死体を検案した結果、症状や所見から、アメーバ赤痢が疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、アメーバ赤痢により死亡したと判断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を7日以内に行わなければならない。

この場合において、検査材料は、同欄に掲げる検査方法の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

検査方法	検査材料
顕微鏡下での病原体の検出	便、病変部 (大腸粘膜組織、膿瘍液)
E L I S A 法による病原体の抗原の検出	
P C R 法による病原体の遺伝子の検出	
イムノクロマト法による病原体の抗原の検出	便
抗体の検出	血清

2.1 百日咳

(1) 定義

*Bordetella pertussis*によって起こる急性の気道感染症である。

(2) 臨床的特徴

潜伏期は通常5～10日（最大3週間程度）であり、かぜ様症状で始まるが、次第に咳が著しくなり、百日咳特有の咳が出始める。乳児（特に新生児や乳児早期）ではまれに咳が先行しない場合がある。

典型的な臨床像は顔を真っ赤にしてコンコンと激しく発作性に咳込み（スタッカート）、最後にヒューと音を立てて息を吸う発作（ウープ）となる。嘔吐や無呼吸発作（チアノーゼの有無は問わない）を伴うことがある。血液所見としては白血球数増多が認められることがある。乳児（特に新生児や乳児早期）では重症になり、肺炎、脳症を合併し、まれに致死的となることがある。

ワクチン既接種の小児や成人では典型的な症状がみられず、持続する咳が所見としてみられることも多い。

(3) 届出基準

ア 患者（確定例）

医師は、(2)の臨床的特徴を有する者を診察した結果、症状や所見から百日咳が疑われ、かつ、(4)により、百日咳患者と診断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を、7日以内に行わなければならない。ただし、検査確定例と接触があり、(2)の臨床的特徴を有する者については、必ずしも検査所見を必要としない。

イ 感染症死亡者の死体

医師は、(2)の臨床的特徴を有する死体を検案した結果、症状や所見から、百日咳が疑われ、かつ、(4)により、百日咳により死亡したと判断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を、7日以内に行わなければならない。

(4) 届出のために必要な検査所見

検査方法	検査材料
分離・同定による病原体の検出	鼻腔、咽頭、気管支などから採取された検体
核酸増幅法による病原体の遺伝子の検出 (PCR法・LAMP法・その他)	
イムノクロマト法による病原体の抗原の検出	鼻咽頭拭い液
抗体の検出 (ペア血清による抗体陽転又は抗体価の有意な上昇、又は単一血清で抗体価の高値)	血清

マ ラ リ ア 発 生 届

都道府県知事（保健所設置市長・特別区長） 殿

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定により、以下のとおり届け出る。

報告年月日 令和 年 月 日

医師の氏名 _____
 従事する病院・診療所の名称 _____
 上記病院・診療所の所在地(※) _____
 電話番号(※) () - _____

(※病院・診療所に従事していない医師にあつては、その住所・電話番号を記載)

1 診断（検案）した者（死体）の類型					
・患者（確定例） ・無症状病原体保有者 ・感染症死亡者の死体 ・感染症死亡疑い者の死体					
2 当該者氏名	3 性別	4 生年月日	5 診断時の年齢（0歳は月齢）	6 当該者職業	
	男・女	年 月 日	歳（ か月）		
7 当該者住所					
電話（ ） -					
8 当該者所在地					
電話（ ） -					
9 保護者氏名	10 保護者住所 （9、10は患者が未成年の場合のみ記入）				
	電話（ ） -				

病 型		18 感染原因・感染経路・感染地域
1) 三日熱、2) 四日熱、3) 卵形、4) 熱帯熱、5) その他、6) 不明		①感染原因・感染経路（ 確定・推定 ）
症 状	11	1 動物・蚊・昆虫等からの感染（動物・蚊・昆虫等の種類・状況： _____）
		2 輸血・血液製剤（輸血・血液製剤の種類・使用年月・状況： _____）
診 断 方 法	12	3 母子感染（ア.胎内 イ.出産時 ウ.母乳）
		4 その他（ _____）
		②感染地域（ 確定 ・ 推定 ）
		1 日本国内（ 都道府県 市区町村）
		2 国外（ 国 詳細地域 _____）
		※ 複数の国又は地域が該当する場合は全て記載すること。 渡航期間（出国日 年 月 日・入国日 年 月 日 国外居住者については 入国日のみで可）
13 初診年月日	令和 年 月 日	19 その他感染症のまん延の防止及び当該者の医療のために 医師が必要と認める事項
14 診断（検案(※)）年月日	令和 年 月 日	
15 感染したと推定される年月日	令和 年 月 日	
16 発病年月日（*）	令和 年 月 日	
17 死亡年月日（※）	令和 年 月 日	

この届出は診断後直ちに行ってください

(1, 3, 11, 12, 18 欄は該当する番号等を○で囲み、4, 5, 13 から 17 欄は年齢、年月日を記入すること。
 (※)欄は、死亡者を検案した場合のみ記入すること。(*)欄は、患者（確定例）を診断した場合のみ記入すること。
 11, 12 欄は、該当するものすべてを記載すること。)

百 日 咳 発 生 届

都道府県知事（保健所設置市長・特別区長） 殿

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定により、以下のとおり届け出る。

報告年月日 令和 年 月 日

医師の氏名 _____
 従事する病院・診療所の名称 _____
 上記病院・診療所の所在地(※) _____
 電話番号(※) (_____) _____

(※病院・診療所に従事していない医師にあつては、その住所・電話番号を記載)

1 診断（検案）した者（死体）の種類
・患者（確定例） ・感染症死亡者の死体

2 性別	3 診断時の年齢（0歳は月齢）
男・女	歳（ か月）

4	・持続する咳 ・夜間の咳き込み ・呼吸苦 ・スタックート ・ウープ ・嘔吐 ・無呼吸発作 ・チアノーゼ ・白血球数増多 ・肺炎 ・痙攣 ・脳症（急性脳炎の届出もお願いします） ・その他（ _____ ）	1 2 感染原因・感染経路・感染地域 ①感染原因・感染経路（ 確定・推定 ） 1 家族内感染 ・母親 ・父親 ・同胞 ・祖父母 ・その他（ _____ ） ・不明 2 流行の有無 ・幼稚園 ・学校 ・職場 ・その他（ _____ ） ・不明 ②感染地域（ 確定・推定 ） 1 日本国内（ 都道府県 市区町村） 2 国外（ 国 _____ ） 詳細地域 _____ ③百日せき含有ワクチン接種歴 1回目 有（ _____ 月）・無・不明 ワクチンの種類（DPT・DPT-IPV・不明） 接種年月日（S・H・R 年 月 日 ・不明） 製造会社/Lot 番号（ _____ / _____ ・不明） 2回目 有（ _____ 月）・無・不明 ワクチンの種類（DPT・DPT-IPV・不明） 接種年月日（S・H・R 年 月 日 ・不明） 製造会社/Lot 番号（ _____ / _____ ・不明） 3回目 有（ _____ 月）・無・不明 ワクチンの種類（DPT・DPT-IPV・不明） 接種年月日（S・H・R 年 月 日 ・不明） 製造会社/Lot 番号（ _____ / _____ ・不明） 追加接種 有（ _____ 歳）・無・不明 ワクチンの種類（DPT・DPT-IPV・不明） 接種年月日（S・H・R 年 月 日 ・不明） 製造会社/Lot 番号（ _____ / _____ ・不明） その他：海外で成人用百日せき含有ワクチン（Tdap）の接種歴がある場合 接種年月日（H・R 年 月 日 ・不明） 製造会社/Lot 番号（ _____ / _____ ・不明）
5	・分離・同定による病原体の検出 検体：鼻腔スワブ・咽頭ぬぐい液・喀痰 その他（ _____ ） 検体採取日（ _____ 月 _____ 日）結果（陽性・陰性） ・核酸増幅法による病原体遺伝子の検出 検体：鼻腔スワブ・咽頭ぬぐい液・喀痰 その他（ _____ ） 検体採取日（ _____ 月 _____ 日）結果（陽性・陰性） 検査方法：PCR法・LAMP法・その他 _____ ・鼻咽頭拭い液検体からのイムノクロマト法による病原体抗原の検出 検体採取日（ _____ 月 _____ 日） 結果（陽性・陰性） ・抗体の検出 抗体の種類：抗PT IgG ・ その他（ _____ ） 結果：単一血清で抗体価の高値 抗体価（ _____ ）検体採取日（ _____ 月 _____ 日） ・ペア血清で抗体価の有意上昇・抗体陽転 検体採取日（1回目 _____ 月 _____ 日 2回目 _____ 月 _____ 日） 抗体価（1回目 _____ 2回目 _____ ） 検査方法：EIA・その他（ _____ ） ・その他の検査方法（ _____ ） 検体（ _____ ） 検体採取日（ _____ 月 _____ 日） 結果（ _____ ） ・臨床決定：検査確定例（ _____ ）との接触	
6	初診年月日	令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日
7	診断（検案(※)）年月日	令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日
8	入院年月日（入院例のみ）	令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日
9	感染したと推定される年月日	令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日
10	発病年月日（*）	令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日
11	死亡年月日(※)	令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

(1, 2, 4, 5, 12 欄は該当する番号等を○で囲み、3, 6 から 11 欄は年齢、年月日を記入すること。

(※) 欄は、死亡者を検案した場合のみ記入すること。

(*) 欄は、患者（確定例）を診断した場合のみ記入すること。

4, 5 欄は、該当するものすべてを記載すること。